

効率の上からも、重要な問題となっているが、学校を取り巻く環境は、今後、更に厳しくなるものと想定される。

従って、児童生徒の健康及び教育に重大な影響を及ぼす公害から学校環境を守るため、公害防止の校舎改築等に係る経費補助の引き上げを国に要望するなどの措置を早急に講ずるよう努めるとともに、学校においては、環境衛生についての充実を図るよう努める。

第3節 学校給食

第1項 給食内容

1. 現状と課題

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、その内容により、完全給食、補食給食及びミルク給食に区分される。学校給食法施行規則（昭和29年、文部省令第24号）によれば、完全給食とは、給食内容がパンまたは米飯(これに準ずる小麦粉食品・米加工品その他の食品を含む。)、ミルク及びおかずである給食、補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食、ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食と規定されている。

給食内容の実施状況をみると、小学校の場合、完全給食を実施している学校が極めて多く、完全給食実施率は毎年高くなっている。これに伴い、補食給食及びミルク給食実施率は低くなる。中学校の場合も、完全給食を実施している学校は、半数を超えるが、完全給食実施率は、昭和49年度以降、横ばい状態で推移する（別表4）。

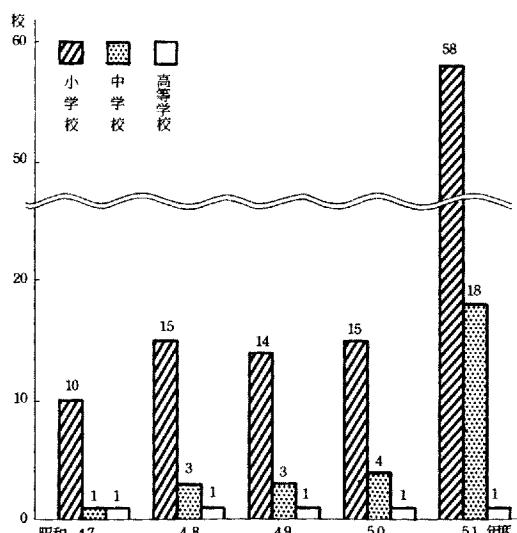
児童生徒数による給食内容の実施状況をみると、小学校の場合、完全給食実施率は、極めて高く、学校数による完全給食実施率をかなり上回る。これに伴い、補食給食及びミルク給食実施率は、学校数による補食給食及びミルク給食実施率を下回る。中学校の場合、完全給食実施率は、50%を超えており、ミルク給食実施率がかなり高い（別表4）。

従って、今後は、中学校における完全給食の促進を図る必要がある。

(2) 米飯給食

学校給食は、パン食を基本として実施されてきたところであるが、農山漁村等のパンの入手が困難な地域にあっては、昭和37年度から米飯給食が導入され、更に昭和45年度からは、国の食糧事情を背景とした米飯導入促進化の要請及び児童生徒の嗜好を考慮した食事内容の多様化の要請に応じ、米飯給食が実験

図4-3-1 米飯給食導入状況



注：「保健体育課調査」(昭47～昭51)による。